

札幌大谷大学 学則

(平成18年4月1日制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 札幌大谷大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開顕された本願念佛の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることを目的とする。

2 本学の学部・学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 芸術学部音楽学科は、正統的演奏技能教育と歴史学的音樂學的教養教育を通して、音樂文化の普遍的価値に対する深い造詣を修得し、我が国そして北海道音樂文化の次代の担い手を養成することを目的とする。
- (2) 芸術学部美術学科は、美術における専門的な知識や表現技術に関する教育を通して、美術文化の普遍的価値に関する造詣を修得し、北海道美術文化の次代の担い手を養成することを目的とする。
- (3) 社会学部地域社会学科は、地域社会に貢献できる心身豊かな人材育成を理念としつつ、地域を愛し、地域を学び、地域を支える意識を醸成しながら、地域で活躍する人材の基盤づくりを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、以ってその教育水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検及び評価に当たっての必要な項目・体制については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第2章 本 学 の 組 織

(学部及び学科)

第4条 本学に次の学部・学科を置く。

(学部・学科) (入学定員) (収容定員)

芸術学部

音楽学科	60人	240人
美術学科	60人	240人

社会学部

地域社会学科 70人 280人

(図書館)

第5条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関する必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

2 第16条第1項の規定により入学した学生の修業年限は、入学前の大学等における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間とする。

(在学年限)

第7条 学生は8年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、在学年度を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認めた場合、前項の各学期の期日を変更することができる。

3 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の開学記念日 5月2日

春期休業日

夏期休業日

冬期休業日

2 学長は、必要があると認めた場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者で、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第15条の2 保証人は入学者の在学中の一切の責任を負わなければならない。

2 保証人は父母又はこれに代わる者とし、独立の生計を営み確実に保証の責を履行できる成年者でなければならない。

3 保証人に関する取り決めは別に定める。

(編入学及び転入学、再入学)

第16条 本学に編入学及び転入学又は再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相當年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 編入学及び転入学又は再入学の資格及び選考等に関し必要な事項は、別に定める。

第17条 削除

(退 学)

第18条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は第7条第1項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第7条第1項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第20条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

(復 籍)

第22条の2 前条第3号の理由により除籍となった者が、復籍を希望するときは、復籍願いを学長に提出し、教授会の議を経て、復籍することができる。

第6章 教育課程の編成及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 授業科目的科目区分、科目名称、単位数は別表第1のとおりとする。

3 教育課程の編成及び履修方法は別に定める。

(授業の方法)

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

(副 専 攻)

第23条の3 本学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を一定以上履修した者に対し、副専攻としてその学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(授業改善)

第25条 本学は、教育の質の充実に資するとともに、授業の内容及び方法の向上を図るため、全学的な授業改善ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を組織的に実施する。

2 前項のFDの実施に関する必要事項は別に定める。

(単位の授与)

第26条 定められた時間以上授業に出席し、授業科目を履修の上、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(学修の評価)

第27条 授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

秀	…	90点以上
優	…	90点未満80点以上
良	…	80点未満70点以上
可	…	70点未満60点以上
不可	…	60点未満

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、別表第1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第29条 卒業の認定は、前条に規定する卒業の要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第30条 学士の学位は、卒業した学部・学科に応じて次のとおり授与する。

芸術学部 音楽学科	学士（音楽）
芸術学部 美術学科	学士（美術）
社会学部 地域社会学科	学士（社会学）

(免許及び資格の取得)

第31条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、第28条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項における教職に関する科目は、別表第2のとおりとする。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

(学 部)	(学 科)	(免許状の種類)
芸術学部	音 楽 学 科	高等学校教諭 1 種免許状（音楽） 中学校 教諭 1 種免許状（音楽）
芸術学部	美 術 学 科	高等学校教諭 1 種免許状（美術） 中学校 教諭 1 種免許状（美術）
社会学部	地域社会学科	高等学校教諭 1 種免許状（公民） 中学校 教諭 1 種免許状（社会）

(音楽療法士（補）の受験資格)

第32条 芸術学部音楽学科において、日本音楽療法学会認定の音楽療法士（補）試験の受験資格を得ようとする者は、第28条に規定する卒業の要件を充足することが見込まれ、かつ、日本音楽療法学会の定める科目及び単位を修得又は修得見込みでなければならない。

(本学の他学部他学科における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が所属する学部・学科以外の学部・学科の授業科目（以下「他学部他学科科目」という。）のうち、大学が指定する授業科目について履修することができる。この場合、履修した他学部他学科科目について、修得した単位を学生が所属する学部・学科において履修したものとみなすことができる。

2 前項で修得した他学部他学科科目の単位は、自由科目として20単位を限度として卒業要件単位数に算入することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学で単位を修得した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第49条第1項により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期履修学生)

第35条 第6条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第36条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第3のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第37条 授業料等は次の2期に等分して納入しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合には、延納・分納を認めることがある。

前 期 納期4月中

後 期 納期9月中

2 入学年度の前期に係る授業料等は、入学を許可されたときに納入しなければならない。

第38条 削除

(休学の場合の授業料等)

第39条 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、休学した当該期の授業料及び教育充実費に替えて在籍料として、1学期につき20,000円を納入するものとする。

2 学期の中途で休学した者は、休学となった学期の納付すべき授業料及び教育充実費の3分の1を免除する。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切捨てるものとする。

第40条 削除

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第41条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期の授業料及び教育充実費を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第42条 納付した検定料、入学料、授業料及び教育充実費は原則として返付しない。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第43条 本学に教育職員、事務職員、技能職員、校務職員その他必要な職員を置く。

(教育職員)

2 教育職員は教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(学長、副学長及び学部長)

第44条 本学に学長を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 本学各学部に学部長を置く。

第10章 教授会及び大学協議会

(教 授 会)

第45条 本学に教授会及び各学部に学部教授会を置く。

2 教授会及び学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会及び学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、学長及び副学長並びに本学の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

5 学部教授会は、その学部に属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

6 前2項の規定にかかわらず、当該教授会が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

7 この学則に規定するもののほか、教授会及び学部教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第46条 削除

第47条 削除

(大学協議会)

第48条 教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、本学に大学協議会を設置する。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

第11章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 本学に授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、学則第26条及び第27条の規定を準用して単位をあたえることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴 講 生)

第49条の2 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研 究 生)

第50条 本学に特定の研究課題を研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、我が国の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第12章 特待・奨学制度

(特待・奨学制度)

第52条 特に優れ、かつ向学心が強く、将来広く社会に貢献できると思われる者を対象に特待生制度を設ける。

2 人物・学業の特に優れた学生の中で学費の支弁に特に困難な事情のある学生を対象に奨学金制度を設ける。

3 特待生制度及び奨学金制度について必要な事項は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第53条 一般市民の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第14章 表彰及び懲戒

(表彰)

第54条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第55条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この学則の一部改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 4 この学則の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

- 5 この学則の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この学則の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行前の在学生については、従前のとおりとする。
- 7 この学則の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この学則の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第23条、第27条及び第31条に係る改正は、施行前の在学生については、従前のとおりとする。
- 9 この学則の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 10 この学則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この学則の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。平成28年度の収容定員は、第4条の規程にかかわらず学年進行により次のとおりとする。

学部	学科	収容定員
芸術学部	音楽学科	330
	美術学科	290

第23条の別表第1、第31条の別表第2、第33条に係る改正は、施行前の在学生については、従前のとおりとする。

- 12 この学則の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第28条に基づく別表第1は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 13 この学則の一部改正は、2019年4月1日から施行する。ただし、第23条及び第28条に基づく別表第1、第31条に基づく別表第2は、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとし、第36条に基づく別表第3に定める授業料等の金額は、平成30年度以前の入学者については、次のとおりとする。

(単位:円)

学部・学科 区分	芸術学部 音楽学科	芸術学部 美術学科	社会学部 地域社会学科
授業料	1,113,000	813,000	663,000
教育充実費	300,000	300,000	250,000
年額	1,413,000	1,113,000	913,000

- 14 この学則の一部改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第4条に基づく収容定員は2022年度までの間は、次のとおりとする。

	2020年度	2021年度	2022年度
芸術学部音楽学科	300人	280人	260人
芸術学部美術学科	270人	260人	250人

- 15 この学則の一部改正は、2021年4月1日から施行する。ただし、第23条及び第28条に基づく別表第1は、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 16 この学則の一部改正は、2022年4月1日から施行する。ただし、第31条に基づく別表第2は、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。

17 この学則の一部改正は、2023年4月1日から施行する。ただし、第36条に基づく別表第3の改正は、2024年4月1日から施行する。

なお、経過措置として以下のとおりとする。

(1) 第23条及び第28条に基づく別表第1は、2022年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。

(2) 第36条に基づく別表第3は、2023年度以前の入学生については、なお従前のとおりとする。

別表第1

1. 芸術学部音楽学科 専門科目

科目名称	単位数
音楽史 A	2
音楽史 B	2
ソルフェージュ A	1
ソルフェージュ B	1
ソルフェージュ C	1
ソルフェージュ D	1
合唱 I	1
合唱 II	1
卒業研究	4
音楽概論 A	2
音楽概論 B	2
作曲・編曲法 I	2
作曲・編曲法 II	2
和声法 I	2
和声法 II	2
和楽器	1
日本の伝統歌唱	1
指揮法	2
合唱指導法	2
楽曲分析 I	2
楽曲分析 II	2
鍵盤音楽史 A	2
鍵盤音楽史 B	2
オペラ史 A	2
オペラ史 B	2
管弦楽史 A	2
管弦楽史 B	2
コンサートプロデュース論	2
音楽ビジネス論	2
実技教材研究 I (ピアノ)	2
実技教材研究 II (ピアノ)	2
実技教材研究 III (ピアノ)	2
実技教材研究 IV (ピアノ)	2
実技教材研究 I (吹奏楽・合唱)	2
実技教材研究 II (吹奏楽・合唱)	2
実技教材研究 III (吹奏楽・合唱)	2
実技教材研究 IV (吹奏楽・合唱)	2
音楽療法概論	2
音楽療法の理論	2
音楽療法の技法	2
音楽療法各論 I	2
音楽療法各論 II	2
音楽療法各論 III	2
音楽実技教授法 I (ピアノ)	1
音楽実技教授法 II (ピアノ)	1
音楽実技教授法 I (吹奏楽・合唱)	1
音楽実技教授法 II (吹奏楽・合唱)	1
コードプログレッション A	1
コードプログレッション B	1
即興演奏 A	1
即興演奏 B	1
即興演奏 C	1
即興演奏 D	1
即興演奏 E	1
即興演奏 F	1

科目名称	単位数
器楽合奏 I (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 II (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 III (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 IV (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 V (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 VI (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 VII (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 VIII (吹奏楽・オーケストラ)	2
器楽合奏 I (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 II (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 III (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 IV (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 V (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 VI (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 VII (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 VIII (弦楽合奏・オーケストラ)	2
器楽合奏 I (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 II (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 III (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 IV (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 V (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 VI (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 VII (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 VIII (電子オルガン・ハイブリッドオーケストラ)	2
器楽合奏 A	2
器楽合奏 B	2
器楽合奏 C	2
ピアノアンサンブル I	1
ピアノアンサンブル II	1
ピアノアンサンブル III	1
ピアノアンサンブル IV	1
ピアノアンサンブル V	1
ピアノアンサンブル VI	1
ピアノアンサンブル VII	1
ピアノアンサンブル VIII	1
合唱 III	1
合唱 IV	1
合唱 V	1
合唱 VI	1
合唱 VII	1
合唱 VIII	1
オペラ制作演習 I	2
オペラ制作演習 II	2
オペラ制作演習 III	2
オペラ制作演習 IV	2
オペラ制作演習 V	2
オペラ制作演習 VI	2
オペラ制作演習 VII	2
オペラ制作演習 VIII	2
演奏解釈 I	1
演奏解釈 II	1
歌曲研究 A	1
歌曲研究 B	1
歌曲研究 C	1
歌曲研究 D	1

科目名称	単位数
歌曲研究 E	1
歌曲研究 F	1
声楽特別研究 A	1
声楽特別研究 B	1
声楽特別研究 C	1
声楽特別研究 D	1
デジタルノーテーション	1
D A W	1
音響デザイン I	1
音響デザイン II	1
サウンドレコーディング A	1
サウンドレコーディング B	1
サウンドプロダクション A	1
サウンドプロダクション B	1
音楽リテラシー演習 I	1
音楽リテラシー演習 II	1
音楽リテラシー演習 III	1
音楽リテラシー演習 IV	1
ピアノ伴奏法 A	1
ピアノ伴奏法 B	1
ピアノ伴奏法 C	1
ピアノ伴奏法 D	1
伴奏法 I	1
伴奏法 II	1
伴奏法 III	1
伴奏法 IV	1
伴奏法 V	1
伴奏法 VI	1
音楽療法技能 A	1
音楽療法技能 B	1
音楽療法技能 C	1
音楽療法技能 D	1
音楽療法技能 E	1
音楽療法技能 F	1
音楽療法演習 I	1
音楽療法演習 II	1
伴奏実習 I	1
伴奏実習 II	1
伴奏実習 III	1
伴奏実習 IV	1
伴奏実習 V	1
伴奏実習 VI	1
伴奏実習 VII	1
伴奏実習 VIII	1
ステージスタッフ実習 I	1
ステージスタッフ実習 II	1
ステージスタッフ実習 III	1
ステージスタッフ実習 IV	1
ステージスタッフ実習 V	1
ステージスタッフ実習 VI	1
ステージスタッフ実習 VII	1
ステージスタッフ実習 VIII	1
実技演奏研究 I (演奏クラス)	3
実技演奏研究 II (演奏クラス)	3
実技演奏研究 III (演奏クラス)	3

科目名称	単位数
実技演奏研究 IV (演奏クラス)	3
実技演奏研究 V (演奏クラス)	3
実技演奏研究 VI (演奏クラス)	3
音楽療法実習 I	2
音楽療法実習 II	2
音楽療法実習 III	2
室内楽 I	1
室内楽 II	1
室内楽 III	1
室内楽 IV	1
室内楽 V	1
室内楽 VI	1
実技演奏法 I (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 II (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 III (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 IV (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 V (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 VI (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 VII (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 VIII (主専攻・ピアノ)	3
実技演奏法 I (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 II (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 III (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 IV (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 V (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 VI (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 VII (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 VIII (主専攻・声楽)	3
実技演奏法 I (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 II (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 III (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 IV (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 V (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 VI (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 VII (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 VIII (主専攻・管弦打楽)	3
実技演奏法 I (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 II (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 III (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 IV (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 V (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 VI (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 VII (主専攻・電子オルガン)	3
実技演奏法 VIII (主専攻・電子オルガン)	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション I	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション II	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション III	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション IV	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション V	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション VI	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション VII	3
作曲・編曲実技・サウンドクリエイション VIII	3
実技演奏法 I (副専攻・[楽器名又は専攻科目名])	2
実技演奏法 II (副専攻・[楽器名又は専攻科目名])	2
実技演奏法 III (副専攻・[楽器名又は専攻科目名])	2

科目名称	単位数
実技演奏法Ⅳ（副専攻・〔楽器名又は専攻科目名〕）	2
実技演奏法Ⅴ（副専攻・〔楽器名又は専攻科目名〕）	2
実技演奏法Ⅵ（副専攻・〔楽器名又は専攻科目名〕）	2
実技演奏法Ⅶ（副専攻・〔楽器名又は専攻科目名〕）	2
実技演奏法Ⅷ（副専攻・〔楽器名又は専攻科目名〕）	2
実技演奏法Ⅰ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅱ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅲ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅳ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅴ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅵ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅶ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
実技演奏法Ⅷ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）	1
備考 「実技演奏法Ⅰ～Ⅷ（副専攻・〔楽器名又は専攻科目名〕）」と 「実技演奏法Ⅰ～Ⅷ（副科・〔楽器名又は専攻科目名〕）」の 〔楽器名又は専攻科目名〕は、別に定める。	

2. 芸術学部美術学科 専門科目

科目名称	単位数
西洋美術史A	2
西洋美術史B	2
日本美術史A	2
日本美術史B	2
クリエイターズライブラリー	2
共通基礎A	6
共通基礎B	6
共通基礎C	4
専門基礎A	6
専門基礎B	6
卒業制作A	4
卒業制作B	4
色彩学	2
デザイン概論	2
コンテンポラリーアート	2
情報デザイン論	2
感性デザイン論	2
美術概論	2
仏教美術	2
マスメディア論	2
写真・映像論	2
アートマネジメント	2
コピーライティング	2
コンピュータ造形	2
教職デザイン	2
教職彫刻	2
教職絵画	2
造形表現基礎	2
総合表現演習A	4
総合表現演習B	4
フォトグラフィ	2
テキスタイル	2
シルクスクリーン	2
リトグラフ	2
漫画表現	2

科目名称	単位数
映像メディア表現	2
教職工芸（テキスタイル）	2
サウンドデザイン（基礎）	2
アニメーション（基礎）	2
イラストレーション	2
教職陶芸	2
クリエイティブデザイン	2
Webデザイン（応用）	2
アートディレクション	2
油彩研究A	8
油彩研究B	8
油彩研究C	8
油彩研究D	8
日本画研究A	8
日本画研究B	8
日本画研究C	8
日本画研究D	8
版画研究A	8
版画研究B	8
版画研究C	8
版画研究D	8
立体研究A	8
立体研究B	8
立体研究C	8
立体研究D	8
メディア研究A	8
メディア研究B	8
メディア研究C	8
メディア研究D	8
造形表現ゼミA	2
造形表現ゼミB	2
造形表現ゼミC	2
造形表現ゼミD	2
メディア表現ゼミA	2
メディア表現ゼミB	2
メディア表現ゼミC	2
メディア表現ゼミD	2

3. 社会学部地域社会学科 専門科目

科目名称	単位数
市民社会と人間関係	2
キャリアデザイン論A	2
社会問題入門	2
地域社会論I	2
地域社会論II	2
社会学基礎	2
文章構成法	2
社会調査入門	2
社会調査応用	2
文章要約実践	1
論理的文章作成実践	1
地域課題研究I	1
地域課題研究II	1
基礎演習I	2
基礎演習II	2

科目名称	単位数
専門基礎演習Ⅰ	2
専門基礎演習Ⅱ	2
専門演習Ⅰ	1
専門演習Ⅱ	1
専門演習Ⅲ	1
専門演習Ⅳ	1
卒業研究Ⅰ	4
卒業研究Ⅱ	4
地域実践	1
統計学入門	2
地方自治入門	2
法学入門	2
経済学入門	2
経営学入門	2
現代社会と福祉	2
現代社会と教育	2
観光社会学	2
コミュニケーションの社会学	2
地域社会とICT	2
統計学応用	2
経済学応用	2
経営学応用	2
公共の倫理	2
民法入門	2
憲法A	2
民法A	2
地域社会と政治	2
会計学	2
子ども家庭福祉論	2
観光事業論	2
地域教育政策	2
インターンシップ概論	2
憲法B	2
民法B	2
コミュニティとまちづくり	2
社会心理学	2
財産取引と法	2
企業と法	2
行政学	2
マーケティング入門	2
産業経済地理	2
財政学	2
生涯学習概論	2
地域福祉の理論と方法	2
ニューツーリズム論	2
地域メディア論	2
行政法	2
都市社会学	2
マーケティング応用	2
スポーツの社会学	2
公共政策論	2
税制税法概論	2
商品開発論	2
金融学	2
産業教育論	2
社会保障制度論	2

科目名称	単位数
地域資源管理論	2
ジェンダーの社会学	2
キャリアデザイン論B	2
都市計画論	2
コミュニティビジネス論	2
ベンチャー経営論	2
アンケート作成法	2
社会調査法演習	2
地域スポーツ実践演習	2
インターンシップ実践	1
観光メディア演習Ⅰ	1
観光メディア演習Ⅱ	1

4. 芸術学部 共通科目

科目名称	単位数
映像制作演習Ⅰ	3
映像制作演習Ⅱ	3
映像制作演習Ⅲ	3
映像制作演習Ⅳ	3
映像制作演習Ⅴ	3
映像制作演習Ⅵ	3
映像制作演習Ⅶ	3
映像制作演習Ⅷ	3

5. 大学 共通科目

科目名称	単位数
初年次教育・情報リテラシー	2
建学の精神と大谷学A	2
情報検索	2
医学概論	2
障がい児教育	2
数学Ⅰ	2
数学Ⅱ	2
哲学	2
日本国憲法	2
臨床医学	2
児童心理学	2
建学の精神と大谷学B	2
文学	2
政治学	2
芸術メディア論	2
日本の地理	2
発達心理学	2
臨床心理学概論	2
リハビリテーション医学	2
民族音楽Ⅰ	2
民族音楽Ⅱ	2
社会福祉	2
社会思想史	2
文化人類学	2
日本の歴史	2
臨床心理学	2
北海道の地理	2
北海道の生活文化	2
北海道の歴史	2
北海道の美術	2

科目名称	単位数
北海道の産業	2
音楽心理学	2
国際社会と政治	2
国際社会と経済	2
西洋史	2
知的財産法概論	2
美学A	2
美学B	2
東洋史	2
国際社会と法	2
欧米社会論	2
介護概論	2
文書実務（Word）	1
情報処理演習A（Excel）	1
情報処理演習B（Excel）	1
情報処理応用演習I	1
情報処理応用演習II	1
コンピュータプログラミングI	1
コンピュータプログラミングII	1
文書作成法	1
口語表現法	1
健康スポーツ学A（体育理論）	1
健康スポーツ学B（体育実技）	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-I	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-II	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-III	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-IV	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-V	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-VI	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-VII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムA-VIII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-I	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-II	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-III	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-IV	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-V	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-VI	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-VII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムB-VIII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-I	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-II	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-III	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-IV	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-V	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-VI	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-VII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムC-VIII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-I	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-II	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-III	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-IV	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-V	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-VI	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-VII	1
札幌大谷キャリア支援プログラムD-VIII	1
英語基礎I	1

科目名称	単位数
英語基礎II	1
英語応用A	1
英語応用B	1
英語コミュニケーションI	1
英語コミュニケーションII	1
総合英語A	2
総合英語B	2
イタリア語基礎I	1
イタリア語基礎II	1
イタリア語応用A	1
イタリア語応用B	1
ドイツ語基礎I	1
ドイツ語基礎II	1
ドイツ語応用A	1
ドイツ語応用B	1
フランス語基礎I	1
フランス語基礎II	1
フランス語応用A	1
フランス語応用B	1
中国語基礎I	1
中国語基礎II	1
中国語応用A	1
中国語応用B	1

別表第2

教職課程科目

科目名称	単位数
教育原理	2
教師論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育課程論	2
道徳教育の理論と実践	2
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2
生徒・進路指導論	2
教育相談の基礎と方法	2
教育実習事前事後指導	1
教育実地研究	4
教職実践演習（中・高）	2
音楽教育法A	2
音楽教育法B	2
音楽教育法C	2
音楽教育法D	2
美術教育法A	2
美術教育法B	2
美術教育法C	2
美術教育法D	2
社会科教育法A	2
社会科教育法B	2
公民教育法A	2
公民教育法B	2
介護等体験	1

別表第3

検定料、入学料及び授業料等

(単位：円)

学部・学科区分	芸術学部 音楽学科	芸術学部 美術学科	社会学部 地域社会学科
検定料（出願時）	30,000	30,000	30,000
入学料（入学手続時）	200,000	200,000	200,000
授業料	1,200,000	900,000	700,000
（前期）	600,000	450,000	350,000
（後期）	600,000	450,000	350,000
教育充実費	400,000	400,000	250,000
（前期）	200,000	200,000	125,000
（後期）	200,000	200,000	125,000
年額	1,600,000	1,300,000	950,000

備考

- 1 次に該当する者の入学料は、免除する。
 - (1) 再入学者
 - (2) 札幌大谷大学短期大学部(旧札幌大谷短期大学)を卒業し、大学に編入学する者
 - (3) 札幌大谷大学短期大学部(旧札幌大谷短期大学)に在籍していた者で、新たに大学に入学する者
- 2 前項の他、別表第3に定める金額の減免については、別に定める。